

戸田市地域で子育て支援を推進する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、全てのこどもが健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、地域全体で応援するとともに、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務及び役割を明かし、地域全体での子育てを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 市内に住み、勤め、通学する者（こどもを除く。）、又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園その他これらに類する施設及び学童保育室その他子育て支援事業を実施する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 こどもへの支援は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 性別、国籍、経済状況、障害の有無、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、一人の人間として尊重されること。
- (2) こどもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われること。
- (3) 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務及び役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。
- (4) こどもが自分らしく成長することができるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整備すること。

(共通の責務)

第4条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもたちが幸せを感じ、心身ともに健やかに成長することができるよう、連携し、協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、国、他の地方公共団体、社会福祉協議会その他の関係機関等と連携し、子どもが健やかに成長し、子どもと保護者が安全で安心して暮らせる環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して関係機関等と情報を共有し、それぞれに有する責務が全うされるよう、必要な支援及び総合調整を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、その養育する子どもの行動及び人格の形成について、責任を有することを自覚し、愛情を持って接するとともに、子どもを一人の人格を持った人間として尊重し、自立した生活を営む力を身に付けられるよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第7条 地域住民等は、子どもが社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、子どもの支援に積極的に関わり、地域活動等を通して健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、子どもが学校生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付け、将来の可能性を開いていくため、主体的に学べるように、地域社会と一体となって教育活動を推進し、生きる力を育成するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、雇用する保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう仕事と家庭生活の両立に配慮するとともに、地域住民等や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第10条 市は、基本理念に基づき、保護者、地域住民等、学校等及び事業者が一体となって子育ての環境づくりに取り組むための指針として、子どもに関する総合的な計画を策定し、子育て支援のための施策の推進に努めるものとする。

(連携体制の構築)

第11条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、連携体制の構築に努めるものとする。

(地域住民等の活動に対する支援)

第12条 市は、子育ての環境づくりに関する活動への地域住民等の積極的な参画を促すとともに、地域住民等が行うこれらの活動に対して、情報及び交流機会の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第13条 市は、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な支援に努めるものとする。

(安全で安心な環境の整備)

第14条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取り組みの推進により、子どもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

(情報の提供)

第15条 市、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもに関わる支援に関する施策等について、子どもの立場に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

(子どもの参加の機会の促進)

第16条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもが社会の一員として自分の考え又は意見を表明し、社会に参加する機会を設けるとともに、その考え及び意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

(子どもの居場所づくりの推進)

第17条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもが安心して過ごすことができるとともに、自然、文化芸術等との触れ合い、多世代との交流、遊びその他の体験等を通して、豊かな人間性を育むことができる子どもの居場所づくりに努めるものとする。

(相談機能の充実)

第18条 市は、子どもの相談及び子どもについての相談に対し、関係機関と

連携し、速やかに対応するとともに、相談者が安心して相談することができるよう、多様な相談機会の確保及び相談機能の充実に努めるものとする。

(広報及び啓発)

第19条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の理解を深めるため、必要な広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。